

平成30年第4回

# 瑞浪市議会定例会議案

平成30年11月27日



## 目 次

議第 6 8 号	瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 6 9 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 7 0 号	瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 7 1 号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 7 2 号	瑞浪市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 7 3 号	瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 7 4 号	瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議第 7 5 号	瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議第 7 6 号	第 6 次瑞浪市総合計画後期基本計画を定めることについて……………	1 3
議第 7 7 号	土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の変更について……………	1 4
議第 7 8 号	土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更について……………	1 5
議第 7 9 号	市道路線の認定について……………	1 6
議第 8 0 号	市道路線の認定について……………	1 7
議第 8 1 号	市道路線の認定について……………	1 8
議第 8 2 号	訴えの提起について……………	1 9
議第 8 3 号	訴えの提起について……………	2 1
議第 8 4 号	指定管理者の指定について……………	2 3
議第 8 5 号	指定管理者の指定について……………	2 4
議第 8 6 号	指定管理者の指定について……………	2 5

議第 8 7 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	2 6
議第 8 8 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）……………	2 7
議第 8 9 号	平成 3 0 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	3 9
議第 9 0 号	平成 3 0 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	4 1
議第 9 1 号	平成 3 0 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	4 3
議第 9 2 号	平成 3 0 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	4 4

## 議第68号

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車の使用及びポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に改める。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「の使用」の次に「並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第2条の見出しを「（選挙運動の公費負担）」に改め、同条各号列記以外の部分中「ポスター」を「ビラ若しくはポスター」に改め、同条第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) ビラを作成する場合 候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端

数がある場合は、その端数は1円とする。)

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

第6条を第7条とする。

第5条中「第3条第2号」を「第3条第3号」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(ビラの作成の公費の支払)

第5条 瑞浪市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が第3条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(瑞浪市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の廃止)

2 瑞浪市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成19年条例第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 6 9 号

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 2 6 年条例第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程  
を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」  
を加える。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 議第70号

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和59年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4項中「知識経験者」を「学識経験者」に改める。

第2条の2第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



議第 7 1 号

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例

瑞浪市分担金徴収条例（昭和 6 0 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表土地改良事業の項中「農地防災事業」の次に「（法第 8 7 条の 4 に係るものを除く。）」を加え、「ただし、ため池改修事業のうち耐震対策に係るものについては 1 0 0 分の 2」及び「ただし、ため池改修事業のうち耐震対策に係るものについては 1 0 0 分の 2. 5」を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7 2 号

瑞浪市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例

瑞浪市畜産手数料徴収条例（昭和 3 0 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（手数料の額）

第 2 条 手数料の額は、次の表のとおりとする。

区分	金額
家畜人工授精	1 回につき 3, 0 0 0 円
家畜受精卵移植	1 回につき 5, 0 0 0 円
簡易観血去勢	1 頭につき 7, 0 0 0 円
妊娠鑑定	1 頭につき 1, 0 0 0 円
診療	農業保険法施行規則第 1 1 7 条第 1 項及び第 1 6 6 条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成 3 0 年 1 0 月 1 日農林水産省告示第 2 1 5 4 号）により算定した B 種の合計点に 1 0 円を乗じた額。ただし、家畜共済診療点数表の付表である薬価基準表に記載されていない医薬品を使用するときは、実費に相当する額を徴収する。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議第73号

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格並びに水道技術管理者の資格について必要な事項を定めるものとする。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

第4条第2号を次のように改める。

（2） 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれ

らに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第4号を次のように改める。

（4） 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 7 4 号

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和 5 9 年条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「(その日が国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) 第 3 条に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、火曜日及び水曜日とする。)」を削り、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

別表備考 9 中「及び休日」の次に「(国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日をいう。)」を加える。

(瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例 (昭和 6 0 年条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「(その日が国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) 第 3 条に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たると

きは、火曜日及び水曜日とする。) 」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 75 号

瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「火曜日及び水曜日とする。」を「火曜日とする。）」に改め、同条第 2 号中「又は日曜日に当たるときは、火曜日とする」を「、日曜日又は休日に当たるときを除く」に改める。

(瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成 21 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「火曜日及び水曜日とする」を「火曜日とする」に改め、同条第 2 号中「又は日曜日に当たるときは、火曜日とする」を「、日曜日又は休日に当たるときを除く」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



議第 76 号

第 6 次瑞浪市総合計画後期基本計画を定めることについて

第 6 次瑞浪市総合計画後期基本計画を別冊のように定めたいので、瑞浪市議会基本条例（平成 26 年条例第 18 号）第 8 条第 1 項及び瑞浪市総合計画策定条例（平成 24 年条例第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 第 6 次瑞浪市総合計画後期基本計画

## 議第 77 号

### 土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、同法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約  
土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約（平成 17 年 12 月 22 日議決）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「土岐市土岐津町高山 4 番地土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内」を「土岐市土岐津町土岐口 2, 101 番地土岐市役所内」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

議第 78 号

土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、同法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光二

土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約（平成 18 年 3 月 24 日議決）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「土岐市土岐津町高山 4 番地土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内」を「土岐市土岐津町土岐口 2, 101 番地土岐市役所内」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

議第 79 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1667	寺屋敷線	土岐町字寺屋敷 985 番 81 地先 土岐町字寺屋敷 985 番 58 地先	

議第 80 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1668	南半入道線	土岐町字南半入道 3715 番地先 土岐町字東半入道 3642 番 1 地先	

議第 8 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 6 9	東半入道線	土岐町字東半入道 3 6 8 9 番地先 土岐町字東半入道 3 6 4 5 番 1 地先	

## 議第 8 2 号

### 訴えの提起について

市営住宅の明渡しを求める訴えを、次のとおり提起する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 訴えを提起する相手方  
市内在住の男性

- 2 対象物件  
瑞浪市営住宅

- 3 請求の趣旨

相手方は、市営住宅の入居承継の権利も持たず、入居要件も満たさな  
いにもかかわらずそのまま住み続けており、再三の請求にもかかわらず  
退去しないため、市営住宅の明渡し及び損害賠償金等の支払を求める訴  
えを岐阜地方裁判所多治見支部に提起する。

支払を請求する損害賠償金等は、次のとおりとする。

- (1) 明渡請求の日の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期  
間については、瑞浪市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 1 3 号）第  
4 0 条第 4 項に規定する金銭
- (2) 訴訟費用

- 4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において、当該住宅の明渡し及び損害賠償金等の支払に付き和解による解決が可能なきときは、和解できるものとする。



## 議第 8 3 号

### 訴えの提起について

市営住宅の明渡しを求める訴えを、次のとおり提起する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 訴えを提起する相手方  
市内在住の男性

- 2 対象物件  
瑞浪市営住宅

- 3 請求の趣旨

相手方は、市営住宅の入居承継の権利も持たず、入居要件も満たさな  
いにもかかわらずそのまま住み続けており、再三の請求にもかかわらず  
退去しないため、市営住宅の明渡し及び損害賠償金等の支払を求める訴  
えを岐阜地方裁判所多治見支部に提起する。

支払を請求する損害賠償金等は、次のとおりとする。

- (1) 明渡請求の日の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期  
間については、瑞浪市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 1 3 号）第  
4 0 条第 4 項に規定する金銭
- (2) 訴訟費用

- 4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において、当該住宅の明渡し及び損害賠償金等の支払に付き和解による解決が可能なきときは、和解できるものとする。

議第 8 4 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市地域交流センター「ときわ」の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 施設の名称            | 瑞浪市地域交流センター「ときわ」  |
| 2 指定管理者<br>の 名 称 等 | 瑞浪市寺河戸町 1 1 3 9 番地の 6<br>特定非営利活動法人 みずなみ常盤座<br>理事長 永 島 喜一朗 |
| 3 指定の期間            | 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで                    |

議第 85 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市稲津公民館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市稲津公民館  |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市稲津町小里 697 番地の 1<br>特定非営利活動法人 明日の稲津を築くまちづく<br>り推進協議会<br>理事長 伊 藤 治 |
| 3 指定の期間         | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで                                 |

議第 86 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 施設の名称         | 瑞浪市日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設                          |
| 2 指定管理者<br>の名称等 | 瑞浪市日吉町 4093 番地の 2<br>日吉町まちづくり推進協議会<br>会長 大 竹 和 夫 |
| 3 指定の期間         | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで              |

議第 8 7 号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
牧 野 義 昭	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 88 号

平成 30 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 385,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,238,900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（繰越明許費）

第 3 条 法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		20,000	7,600	27,600
	1 地方特例交付金	20,000	7,600	27,600
10 地方交付税		3,060,000	22,668	3,082,668
	1 地方交付税	3,060,000	22,668	3,082,668
13 使用料及び手数料		419,837	267	420,104
	2 手数料	166,547	267	166,814
14 国庫支出金		2,913,944	37,939	2,951,883
	1 国庫負担金	1,857,062	12,000	1,869,062
	2 国庫補助金	1,048,878	25,389	1,074,267
	3 委託金	8,004	550	8,554
15 県支出金		1,178,055	△5,588	1,172,467
	2 県補助金	561,636	△5,588	556,048
16 財産収入		100,704	△402	100,302
	1 財産運用収入	89,943	△402	89,541
17 寄附金		73,680	30,696	104,376
	1 寄附金	73,680	30,696	104,376
18 繰入金		428,803	169,197	598,000
	1 基金繰入金	399,212	174,990	574,202
	2 財産区繰入金	29,591	△5,793	23,798
19 繰越金		642,736	213,632	856,368
	1 繰越金	642,736	213,632	856,368
20 諸収入		365,264	20,491	385,755
	4 雑収入	249,108	20,491	269,599
21 市債		2,605,600	△111,200	2,494,400
	1 市債	2,605,600	△111,200	2,494,400
歳入合計		17,853,600	385,300	18,238,900



(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,942,400	64,552	2,006,952
	1 総務管理費	1,604,151	69,586	1,673,737
	3 戸籍住民 基本台帳費	74,009	759	74,768
	4 選挙費	57,888	△5,793	52,095
3 民生費		5,055,745	△9,484	5,046,261
	1 社会福祉費	2,619,974	916	2,620,890
	2 児童福祉費	2,218,928	△26,400	2,192,528
	3 生活保護費	216,343	16,000	232,343
4 衛生費		1,349,106	5,980	1,355,086
	1 保健衛生費	372,674	△1,420	371,254
	2 清掃費	863,350	7,400	870,750
6 農林水産業費		501,676	△7,533	494,143
	1 農業費	470,768	△7,533	463,235
7 商工費		407,263	750	408,013
	1 商工費	407,263	750	408,013
8 土木費		1,245,854	△15,448	1,230,406
	2 道路橋梁費	719,809	0	719,809
	4 都市計画費	317,476	△3,448	314,028
	5 住宅費	98,602	△12,000	86,602
9 消防費		600,816	△4,442	596,374
	1 消防費	600,816	△4,442	596,374
10 教育費		4,065,660	342,800	4,408,460
	2 小学校費	190,267	261,000	451,267
	3 中学校費	2,608,462	72,000	2,680,462
	6 保健体育費	454,668	9,800	464,468
12 諸支出金		626,740	8,125	634,865
	1 公営企業費	626,740	8,125	634,865
歳出合計		17,853,600	385,300	18,238,900

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
9	消防費	1 消防費	防災行政無線更新事業	521,786	平成30年度	486
					平成31年度	264,100
					平成32年度	257,200

第3表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備交付金事業	201,000
8 土木費	2 道路橋梁費	リニア中央新幹線関連事業	19,700
10 教育費	2 小学校費	小学校施設空調整備事業	261,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設空調整備事業	72,000

## 第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
定例会等会議録作成委託料	平成30年度から平成31年度まで	2,100
議会広報印刷製本費	平成30年度から平成31年度まで	1,200
指定物品等購入費	平成30年度から平成31年度まで	8,500
複写機パフォーマンス料	平成30年度から平成31年度まで	2,000
入札参加資格審査業務共同アウトソーシング業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	400
広報みずなみ印刷製本費	平成30年度から平成31年度まで	7,700
広報みずなみ梱包等委託料	平成30年度から平成31年度まで	2,900
自家用電気工作物保守点検業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	670
庁舎足拭きマット等賃借料	平成30年度から平成31年度まで	520
庁舎観葉植物賃借料	平成30年度から平成31年度まで	210
電話設備保守点検業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	760
東濃コミュニティデータセンターサービス業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	4,600
情報処理業務委託料(単価契約)	平成30年度から平成31年度まで	30,400
地域情報化計画策定業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	5,000
ホームページリニューアル業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	20,000
子育てワンストップLGWAN-ASPサービス利用料	平成30年度から平成31年度まで	320
ふるさとみずなみ応援寄附金 広告広報受付等システム利用料	平成30年度から平成31年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の1%の合計額に消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料	平成30年度から平成31年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の3%又は3.5%の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の50%の合計額

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさとみずなみ応援寄附金 管理等業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金 寄附額の12%に消費税相当 額を加えた額及び寄附者へ の返礼品と配送料の合計額
住民税申告受付支援システム保守委託料	平成30年度から 平成31年度まで	350
総合行政情報システム保守委託料 (住民税年金特別徴収分)	平成30年度から 平成31年度まで	400
課税資料イメージスキャナ保守委託料	平成30年度から 平成31年度まで	150
住基ネット統合端末機器保守委託料	平成30年度から 平成31年度まで	154
住基ネット直接連携システム利用料	平成30年度から 平成31年度まで	471
ポスター掲示場の設置、管理及び撤去業務	平成30年度から 平成31年度まで	1,582
生活困窮者自立支援事業委託料	平成30年度から 平成31年度まで	7,000
成年後見制度運営業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	3,500
障害者日中一時支援事業委託料	平成30年度から 平成31年度まで	10,000
障害者移動支援事業委託料	平成30年度から 平成31年度まで	264
障害者訪問入浴事業委託料	平成30年度から 平成31年度まで	2,000
障害者意思疎通支援事業委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,200
子育て短期支援事業委託料	平成30年度から 平成31年度まで	114
ファミリーサポートセンター業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	2,000
親教育プログラム講座開催委託料	平成30年度から 平成31年度まで	800
全国市長会災害賠償保険料	平成30年度から 平成31年度まで	30
衛生害虫等の生息調査及び防除業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	951
啓明保育園入所児童委託料	平成30年度から 平成31年度まで	90,000
管外保育所入所委託料	平成30年度から 平成31年度まで	12,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
病 後 児 保 育 事 業 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	4,413
千 寿 の 里 愛 保 育 園 入 所 児 童 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	120,000
南 小 田 児 童 館 施 設 警 備 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	60
妊 婦 健 康 診 査 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	34,386
健康管理システム情報提供NW連携ツール使用料	平成30年度から 平成31年度まで	40
ご み 袋 販 売 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	7,300
高 齢 者 世 帯 粗 大 ご み 収 集 運 搬 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	120
不 燃 物 最 終 処 分 場 不 燃 物 選 別 ・ 受 付 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	4,200
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	3,000
不 燃 物 最 終 処 分 場 水 処 理 施 設 設 備 診 断 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	1,600
新 旧 埋 立 地 浸 出 水 及 び 地 下 水 水 質 検 査 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	2,400
焼 却 施 設 溶 融 炉 燃 料 費 ( L P ガ ス )	平成30年度から 平成31年度まで	41,000
焼 却 施 設 管 理 運 営 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	170,000
焼 却 施 設 機 能 検 査 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	3,200
可 燃 ご み 収 集 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	50,000
ス プ レ ー 缶 穴 あ け 機 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	5,000
ス プ レ ー 缶 穴 あ け 機 電 気 設 備 工 事 費	平成30年度から 平成31年度まで	600
し 尿 収 集 運 搬 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	47,890
勤 労 者 生 活 安 定 資 金 預 託 金	平成30年度から 平成31年度まで	120
勤 労 者 住 宅 資 金 預 託 金	平成30年度から 平成31年度まで	4,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
農地基本台帳管理システム保守管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	164
ワナ監視メールシステム賃借料	平成30年度から 平成31年度まで	432
釜戸駅乗車券販売業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	3,400
小 口 融 資 預 託 金	平成30年度から 平成31年度まで	100,000
東海自然歩道公衆トイレ保守点検業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	148
釜戸地区工場用地調整池整備工事費	平成30年度から 平成31年度まで	3,445
市道等補修業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	20,000
市道陶中学校・平線用地補償費	平成31年度	30,000
猿爪川水位警報システムサーバー利用料	平成30年度から 平成31年度まで	40
地域交流センター指定管理料	平成30年度から 平成35年度まで	49,410
地域交流センター附属駐車場保守点検業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	610
地域交流センター空調設備等改修工事費	平成31年度	3,678
市民公園管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	30,360
都市公園維持管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	600
化学消防車購入費	平成30年度から 平成31年度まで	71,500
小型動力ポンプ積載車購入費	平成30年度から 平成31年度まで	19,300
同報系防災行政無線保守点検委託料	平成30年度から 平成31年度まで	5,400
児童生徒各種検査業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	2,680
英語指導業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	10,464
教育みずなみ印刷製本費	平成30年度から 平成31年度まで	380

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
瑞浪小学校カラー印刷機保守委託料	平成30年度から 平成31年度まで	218
土岐小学校カラー印刷機保守委託料	平成30年度から 平成31年度まで	152
土岐小学校カラー印刷機賃借料	平成30年度から 平成31年度まで	63
小学校電気工作物保安管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,358
小学校浄化槽保守点検業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	914
児童生徒教職員健康診断業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	4,300
小学校タブレットパソコン購入費	平成30年度から 平成31年度まで	32,462
小学校デジタル教材購入費	平成30年度から 平成31年度まで	3,638
小学校ICT支援員委託料	平成30年度から 平成31年度まで	3,500
瑞浪中学校カラー印刷機保守委託料	平成30年度から 平成31年度まで	218
中学校電気工作物保安管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,166
中学校浄化槽保守点検業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	116
中学校タブレットパソコン購入費	平成30年度から 平成31年度まで	33,183
中学校デジタル教材購入費	平成30年度から 平成31年度まで	1,261
中学校ICT支援員委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,500
全国市長会災害賠償保険料	平成30年度から 平成31年度まで	25
稲津公民館指定管理料	平成30年度から 平成35年度まで	44,000
日吉公民館指定管理料	平成30年度から 平成35年度まで	44,500
総合文化センター夜間受付業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,225
市民図書館図書購入費	平成30年度から 平成31年度まで	8,000



(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
こいのぼり祭イベント業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	2,300
日吉スポーツ施設管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,213
市民体育館夜間管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,222
市民体育館清掃業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	4,165
トレーニング室受付機器保守管理委託料	平成30年度から 平成31年度まで	100
トレーニング室空調設備等改修工事費	平成30年度から 平成31年度まで	18,000
学校給食センターLSA重油購入費	平成30年度から 平成31年度まで	2,765
一般廃棄物処理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	420
食品リサイクル処理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,010
食器洗浄機用洗剤購入費	平成30年度から 平成31年度まで	847

## 第5表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
稲津幼稚園業 大規模改修事業	68,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
陶幼稚園業 大規模改修事業	135,900			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	40,200	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	47,300	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
消防ポンプ自動車等 更新事業	14,200				9,100			
小学校施設 空調整備事業	15,000				86,600			
中学校施設 空調整備事業	4,800				24,200			

議第 8 9 号

平成 3 0 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 0 , 1 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		129,800	700	130,500
	1 一般会計 繰入金	129,800	700	130,500
歳入合計		489,400	700	490,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,018	700	13,718
	1 総務管理費	11,030	700	11,730
歳出合計		489,400	700	490,100

議第 9 0 号

平成 3 0 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 7 8, 5 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		709,380	△31,400	677,980
	1 一般被保険者国民健康保険料	703,590	△31,400	672,190
3 県支出金		2,501,313	11,284	2,512,597
	1 県補助金	2,501,313	11,284	2,512,597
6 繰越金		10,000	90,616	100,616
	1 繰越金	10,000	90,616	100,616
歳入合計		3,508,000	70,500	3,578,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,456,507	11,284	2,467,791
	1 療養諸費	2,153,000	4,847	2,157,847
	2 高額療養費	287,300	6,437	293,737
3 国民健康保険事業費納付金		945,100	△12,695	932,405
	1 医療給付費分	671,190	△10,330	660,860
	2 後期高齢者支援金等分	206,660	△960	205,700
	3 介護納付金分	67,250	△1,405	65,845
5 基金積立金		456	41,000	41,456
	1 基金積立金	456	41,000	41,456
6 諸支出金		5,631	30,911	36,542
	1 償還金及び還付加算金	5,631	30,911	36,542
歳出合計		3,508,000	70,500	3,578,500

議第91号

平成30年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「123,000千円」を「139,000千円」に、「98,110千円」を「111,110千円」に、「110,279千円」を「81,279千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「353,600千円」を「346,500千円」に、「334,754千円」を「327,654千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	162,000千円	7,100千円	169,100千円
第3項 出資金	79,330千円	7,100千円	86,430千円

平成30年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第92号

平成30年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,202,200千円	1,025千円	1,203,225千円
第2項 営業外収益	655,928千円	1,025千円	656,953千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,201,200千円	1,025千円	1,202,225千円
第1項 営業費用	1,052,059千円	825千円	1,052,884千円
第2項 営業外費用	145,823千円	200千円	146,023千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「337,500千円」を「337,975千円」に、「332,415千円」を「332,890千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	683,900千円	475千円	684,375千円
第1項 建設改良費	149,468千円	475千円	149,943千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	112,084千円	4,375千円	116,459千円



(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「39,941千円」を「40,191千円」に改める。

平成30年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二